**飯田市社会人権教育の基本方針**

１　基本的な考え方

　　　個人の尊重が重んじられ、基本的人権が保障される民主的な社会を実現するために、あらゆる差別をなくす意欲と実践力をもった人間を育てることを基本とします。

２　推進の視点

　　　命と人権を大切にし、あらゆる差別に気づき、その解消のために行動することのできる人間を育てる教育を積極的に推進することが大切です。

そこで、身のまわりの様々な差別の解消に向けて主体的に取り組み、差別をなくす意欲と実践力を育てる教育を推進します。

３　推進の方針

1. 飯田市差別の撤廃と人権の尊重に関する条例に基づき、人権教育を推進します。
2. 学校や公民館、住民団体・市民グループと連携を密にし、地域ぐるみの人権教育を推進します。
3. 推進の要となる指導者の養成と、資質の向上に努めます。
4. 障がい者との交流の機会をつくり、各々の人権を認め合い、お互いを尊重し合える地域社会の育成を図ります。
5. 近年増加する在日外国人との交流を通した足元からの国際化を進めます。
6. 中国帰国者支援事業を推進し、定住の促進を図り、近隣者との相互理解を深める学習を推進します。
7. “ともに生きる　いいだプラン”（第6次飯田市男女共同参画計画）の啓発に努め、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを推進します。
8. あらゆる機会と場をとらえた人権尊重のための日常的な取り組みを推進します。

（９）県下の人権教育の実践から学ぶなかで、部落差別の本質と現実を正しく理解する　　教育を推進します。

（１０）地域の実態を考慮し、あらゆる機会と場をとらえた日常的な人権教育を推進します。

（１１）学校、社会、家庭等身のまわりからいじめをなくすための人権教育を推進します。